○近畿地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百三十八号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十八年八月一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百四十六号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十八年八月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第百九十八号広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年一月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十八年建設省告示第百九十八号、昭和五十一年建設省告示第千二十一号、昭和五十三年建設省告示第千三百六十六号、昭和五十四年建設省告示第三百三十号、昭和五十四年建設省告示第七百十七号、昭和五十六年建設省告示第千八百五号、昭和五十九年建設省告示第千百七号、昭和六十年建設省告示第千二百二十二号、昭和六十一年建設省告示第千百七十二号、平成元年建設省告示第千四百五十八号、平成二年建設省告示第八百九十五号、平成三年建設省告示第千六百二十七号、平成八年建設省告示第千三百十号、平成十年建設省告示第十五号、平成十二年建設省告示第千四百七十五号、平成十五年中国地方整備局告示第百二十四号及び平成二十二年中国地方整備局告示第百五十二号の事業地のうち、広島県広島市南区向洋新町一丁目、向洋新町二丁目、向洋新町三丁目及び向洋本町並びに広島市安芸区船越南四丁目並びに安芸郡府中町桃山一丁目並びに安芸郡海田町南昭和町、寿町、栄町、南大正町、曙町、幸町、西浜及び浜角を削る。

使用の部分　昭和四十八年建設省告示第百九十八号、昭和五十一年建設省告示第千二十一号、昭和五十三年建設省告示第千三百六十六号、昭和五十四年建設省告示第三百三十号、昭和五十四年建設省告示第七百十七号、昭和五十六年建設省告示第千八百五号、昭和五十九年建設省告示第千三百九号、昭和六十年建設省告示第千二百二十二号、昭和六十一年建設省告示第千百七号、昭和六十二年建設省告示第千四百五十八号、平成二年建設省告示第八百九十五号、平成三年建設省告示第千八百五十九号、平成五年建設省告示第千六百二十七号、平成八年建設省告示第千三百十号、平成十年建設省告示第十五号、平成十二年建設省告示第千四百七十五号、平成十五年中国地方整備局告示第百二十四号及び平成二十二年中国地方整備局告示第百五十二号の事業地のうち、広島県広島市南区向洋新町一丁目、向洋新町二丁目、向洋新町三丁目及び向洋本町並びに広島市安芸区船越南四丁目並びに安芸郡府中町桃山一丁目並びに安芸郡海田町南昭和町、寿町、栄町、南大正町、曙町、幸町、西浜及び浜角地内において事業地を変更する。

○北海道開発局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　中標津都市計画道路事業三・四・十四号西町通

三　事業施行期間　自平成二十二年七月二十六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業三・三・八号金星橋通

三　事業施行期間　自平成二十年六月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　虻田都市計画道路事業三・四・三号朏湖通及び三・四・二号国道二百三十号線

三　事業施行期間　自平成二十二年七月十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし